

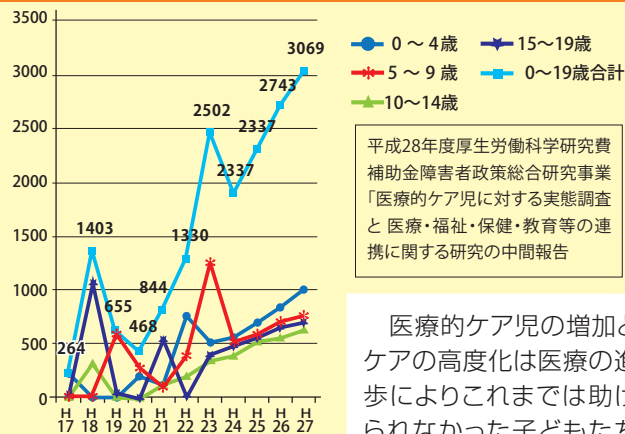
- 01 医療的ケアが必要な子どもたち
にじいろガーデン～プランター花壇・菜園
- 02 しまじろう病院訪問
「やまばとギャラリー」情報コーナー
5病棟の生活のひとコマ⑩
- 03 ふれあいまつり開催
異動のごあいさつ
三重病院のサラムシ⑩ / 医療安全川柳(11月)
- 04 三重病院外来糖尿病教室
外来からのお知らせ / 外来診察のご案内



医療的ケアが必要な子どもたち

最近テレビや新聞などで医療的ケアの特集が組まれることが増えてきましたが、医療的ケアとはどのようなものかご存じでしょうか。これまでの障害者にたいする福祉制度は肢体不自由や知的障害、視覚障害、聴覚障害などが対象で、例えば人工呼吸器のような医療行為が必要な状態は想定しておらず、病院に入院しているのが当然とされてきました。しかし近年在宅でこのような医療行為が日常的に必要な子どもたち(医療的ケアが必要な子ども=医療的ケア児)が増加してきています。厚生労働省の調査では医療的ケアが必要な0～19歳の小児は平成17年には9,403人でしたが平成27年には17,078人、高度な医療である在宅での人工呼吸器使用は平成17年は264人でしたが、平成27年に3,069人と急速に増えており、文部科学省の調査でも学校における医療的ケア児の増加が報告されています。三重県では平成29年に調査を行い医療的ケア児が218人、人工呼吸器を使っている児童が40人いることがわかっています。

在宅人工呼吸器を必要とする小児患者数



医療的ケア児の増加とケアの高度化は医療の進歩によりこれまででは助けられなかった子どもたち

を助けることができるようになった反面、その後も医療行為が必要な状態が続くことにあります。医療的ケアの具体的な内容は①呼吸をするための気管切開、②人工呼吸器、③のどや気管内からの痰の吸引、④食事を口からうまく食べられないため鼻から胃へのチューブ、胃ろう、腸ろう(おなかから胃や小腸に栄養チューブを入れる穴を作る)を介して流動食を入れる経管栄養、⑤尿がうまく出せないための導尿、などがあります。これらの医療行為は医師や看護師などの免許を持っていない人が仕事として行うことは法律によって禁止されていますが、自ら行う場合や家族が行う場合は、例外として認め

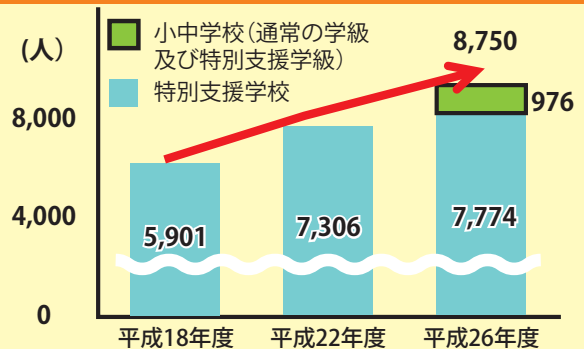
られるようになってきました。しかし医療的ケア児の家族はケアのため十分な睡眠が取れない、外出が難しいなど大きな負担があり、学校へ行く場合も学校に看護師を配置してもらうか保護者が付き添う、あるいは訪問教育を受けるしかなく、教育を受ける機会や友達とふれあう機会が制限されてきました。

平成24年度に学校の先生が行うことができる行為を医療的ケアとして認める制度改正が行われ医療的ケア児が学校に行ける機会が増えました。この制度は保護者や主治医の同意のもと、必要な研修を受けた教員がケアを行っています。学校では教員が行えるケアとして気管切開チューブ内の吸引、経管栄養、のどからの痰の吸引が認められています。

医療的ケア児や家族に対するサポートはまだ十分とは言えません。学校への看護師の配置や増員も進められていますが、人工呼吸器などが必要な子どもたちはトラブルが生命の危険につながるため現在でも家族の付き添いなしに外出や登校することは困難です。平成28年に行われた法律改正では、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定められました。現在、三重病院では県や三重大学付属病院、訪問看護ステーションなどと連携して地域の支援拠点ネットワークの構築に向けて活動しています。

(小児科医師 村田 博昭)

特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数



出店:文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」
(※小中学校は平成24年度から調査)